

特例福祉灯油助成券を交付します

市では、厳冬期の経済的負担軽減を図り、市民生活の安定と福祉の増進のため、市民税非課税の高齢者世帯などを対象に「大船渡市特例福祉灯油助成券(大船渡地域商品券)」を交付します。

対象になると見込まれる世帯(聞き取りなどの結果、該当しない場合があります)には、1月下旬に申請書を郵送しますので、1月26日(金)から2月28日(水)までに申請してください。

なお、申請書が届かない場合でも、要件を満たす世帯は対象となりますので、内容を確認の上、お問い合わせください。

▽問い合わせ先 地域福祉課福祉推進係(☎内線182)

対象

次の1~3の要件を全て満たしている世帯

1 住所要件

平成30年1月1日現在、本市に住民登録している世帯

2 所得要件

平成29年度の市民税が非課税の世帯(世帯全員が非課税)

※世帯の中に1人でも市民税が課税されている人がいる場合や、未申告者がいる場合は対象になりません。

3 世帯要件

次の(1)から(4)のいずれかに

- 該当する世帯
- ※(1)から(4)の「高齢者」「重度障がい者など」「18歳以下の子ども」「生活保護受給者」が、社会福祉施設に入所または3カ月以上医療機関に入院している場合は対象になりません。
 - (1) 高齢者のみの世帯
65歳以上の人(昭和28年4月1日以前に生まれた人)のみで構成する世帯
 - (2) 重度障がい者などがいる世帯
① 身体障害者手帳1・2級の人がいる世帯
② 療育手帳Aの人がいる世帯
③ 精神障害者保健福祉手帳1級の人がいる世帯
 - (3) ひとり親世帯
① 18歳以下の子ども(平成11年4月2日以降に生まれた人)がいる母子・父子世帯
② 両親がいない18歳以下の子どもを養育している世帯
 - (4) 生活保護受給世帯

申請場所・方法

申請書に必要事項を記入・押印の上、左表の受付会場で申請してください。

■出張受け付けも実施します

左表のとおり市内の各地区で出張受け付けを実施しますので、ご利用ください。

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・印鑑
- ・重度障がい者などの世帯の場合、障がいの種類、等級などが分かる手帳、証書、被保険者証、受給者証など



級などが分かる手帳、証書、被保険者証、受給者証など
平成29年1月2日以降に市外から転入している人は、前住所地の市役所などが発行する平成29年度市町村市民税非課税証明書
代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書(運転免許証など)

申請の受付日時と会場

■受付会場

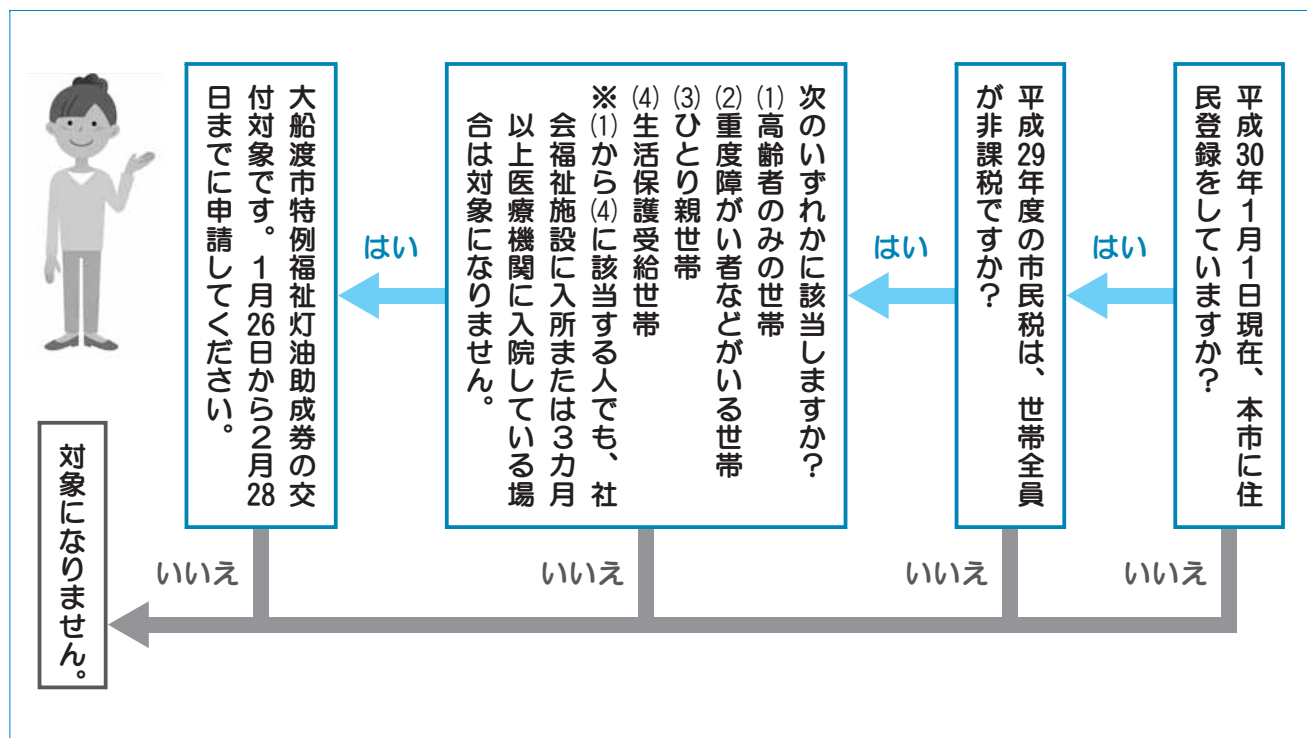
期間	時間	受付会場
2月1日(木)~2月28日(水)	8:30~17:15	市役所本庁 地域福祉課
1月26日(金)~2月28日(水)	8:30~17:15	三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所

※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

■出張受付会場

期日	時間	受付会場
1月26日(金)	9:30~11:00	漁村センター(赤崎)
	13:30~15:00	蛸ノ浦漁村厚生施設
1月29日(月)	9:30~11:30	ふるさとセンター(末崎)
	13:30~15:00	総合福祉センター
1月30日(火)	9:30~11:00	立根生活改善センター
	13:30~15:00	日頃市地区公民館
1月31日(水)	9:30~11:00	大船渡地区公民館
	13:30~15:00	猪川地区公民館

対象世帯確認フローチャート



助成券の交付方法

申請を受け付け、その場で助成券(大船渡地域商品券)を

助成券の額

1世帯あたり5,000円分の大船渡地域商品券

大船渡市特例福祉灯油助成券

助成対象



こんな場合は対象になるの?そんな疑問にお答えします。

Q1 高齢者夫婦の2人暮らしです。私(68歳)は、平成29年度の市民税は非課税ですが、夫(70歳)には市民税均等割が課税されています。特別福祉灯油助成券の対象になりますか。

A1 市民税均等割が課税されていても、対象になります。

Q2 私には身体障害者手帳4級の交付を受けている家族(30歳)がいます。市民税は全員が非課税ですが、特別福祉灯油助成券の対象になりますか。

A2 身体障害者手帳1・2級の人がいる世帯を対象と

しているため、対象になりません。

Q3 私の家族には、要介護認定を受けている父がいます。父の要介護度は重くなったり軽くなったり変動しています。いつの時点の要介護度で判断するのですか。

A3 要介護度は、平成30年1月1日現在が基準です。ほかの重度障がいも、平成30年1月1日現在の手帳の等級などが基準となります。

Q4 私(1人世帯・男性・85歳)は、特別養護老人

ホームに入所していますが、特別福祉灯油助成券の対象になりますか。

A4 施設に入所している高齢者の1人暮らしの世帯は対象になりません。

Q5 私(1人世帯・女性・90歳)は、市民税が非課税のため特別福祉灯油助成券の対象になると思うのですが、移動する手段がないので市役所まで手続きに行くことができません。別居の家族に手続きをお願いしても構いませんか。

A5 代理の人でも手続きできます。